

随意契約理由書

件 名	東クリーンセンター ごみピット脱臭装置整備	
契約の相手方	品川ファーマス 株式会社	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当	
随意契約の理由 当センターは、市内の一般家庭から収集運搬された廃棄物を通年稼働により焼却処理する施設であり、ごみピットにて発生する臭気を処理するための脱臭装置は、周辺環境への影響を防止する上で極めて重要な設備である。また、当センターの運転計画に支障をきたさないよう、短期間で的確な整備を実施する必要がある。 本請負人は、当該脱臭装置の設計・製作を行った業者であり、装置の構造や制御方式に関する技術的知識および製作図面等を所有している唯一の業者である。他社では脱臭装置の構造や機能を含む技術的見地を知り得ないため、本業務を履行することは出来ない。よって安全かつ迅速な施工を行うには上記業者しか履行できない。 以上により、上記業者との随意契約を行うものである。		
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	環境局 東クリーンセンター	(電話番号 078-452-4100)